

## 基本的考え方

ドローンを活用した荷貨物等の配送（ドローン物流）は、物流分野の担い手不足や少子高齢化等の状況の下、注目が集まっています。その中でも、河川上空は障害物が比較的少ない連続的な空間である等の理由から、ドローン物流への活用が期待されています。

以下に、湯沢河川国道事務所管轄河川のドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた基本的考え方を示します。本基本的考え方については、適時適切に内容の見直しを行っていきます。

## ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた雄物川(上流)の基本的考え方(Ver.1)

策定 令和6年9月30日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

### (基本的事項)

#### 1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html))や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

### (河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

#### 2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合(河川区域内の上空を排他的・継続的に使用する場合も含む)は、河川法に基づく許可等の手続きが必要となるため、あらかじめ4に掲げる河川事務所等に許可基準等を確認すること。また、河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、上空を含む土地の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

雄物川(上流)を所管する湯沢河川国道事務所等の連絡先は以下のとおり  
連絡先:湯沢河川国道事務所十文字出張所(電話番号0182-42-0109)  
湯沢河川国道事務所大曲出張所(電話番号0187-63-3340)

(湯沢河川国道事務所の管理区間は別紙の地図のとおり)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

### 3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

### 4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所等や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

雄物川(上流)を所管する湯沢河川国道事務所等の連絡先は以下のとおり。

連絡先:湯沢河川国道事務所十文字出張所(電話番号0182-42-0109)

湯沢河川国道事務所大曲出張所(電話番号0187-63-3340)

### 5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、河川事務所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

### 6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工

事等については、河川事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

#### 7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルート重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に協力すること。

#### 8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルート重複又は近接により調整が生じる場合がある。

(その他)

#### 9. 各河川における情報提供など

湯沢河川国道事務所では、以下のウェブサイトで情報提供を行っている。

<https://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa>

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

仙北市

仙北市角館地区

大仙市中心地区

美郷町千畑地域

美郷町六郷地域

大仙市仙北地区

大仙市西仙北地区

大曲出張所管理区間

美郷町

美郷町仙南地域

大曲出張所管理区間

大仙市神岡地区

横手市横手地域

横手市

大仙市大曲地区

大曲出張所管理区間

横手市大曲

横手市平鹿町

大仙市西仙北地区

大仙市南外地区

横手市大森町

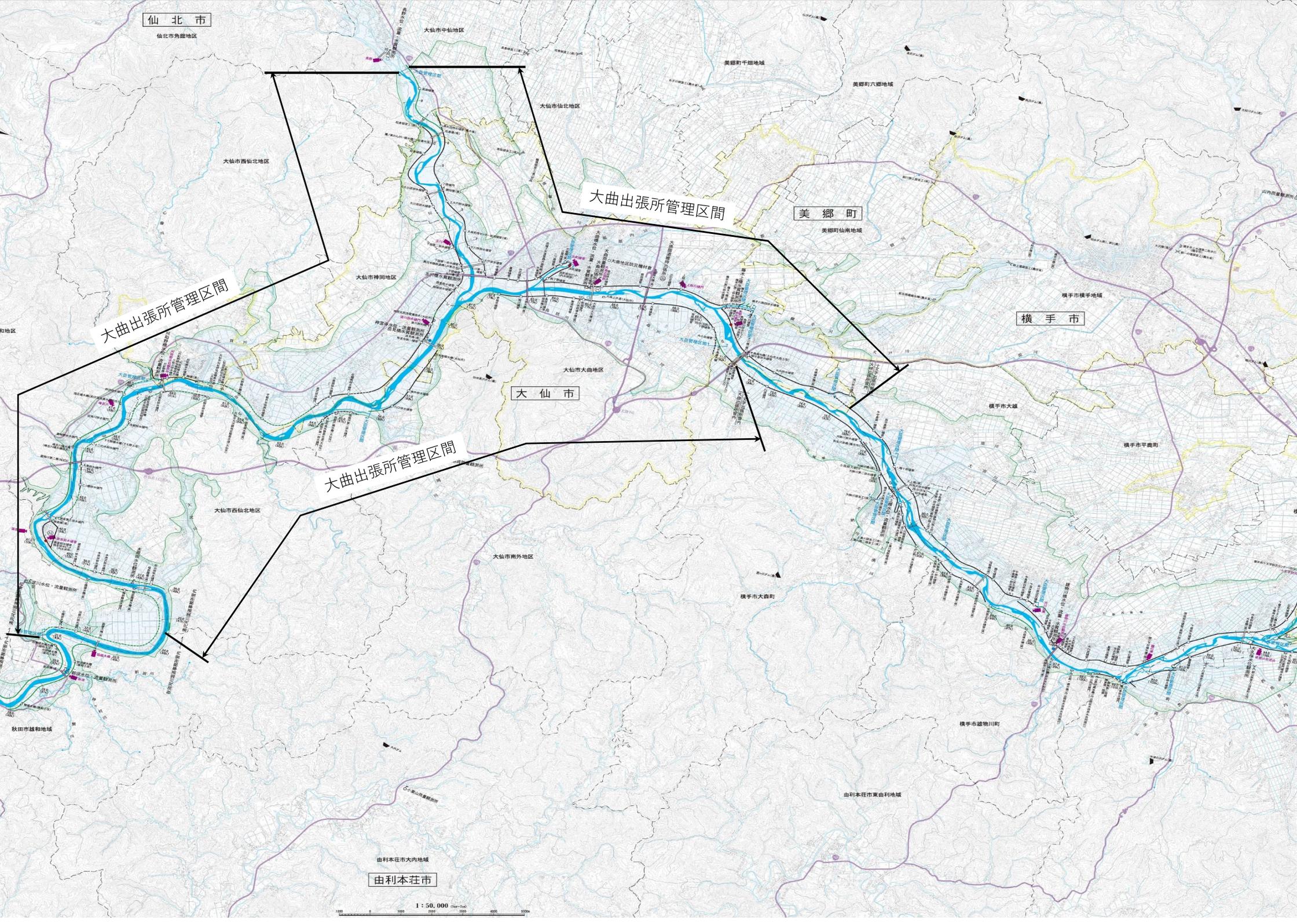
横手市建物川町

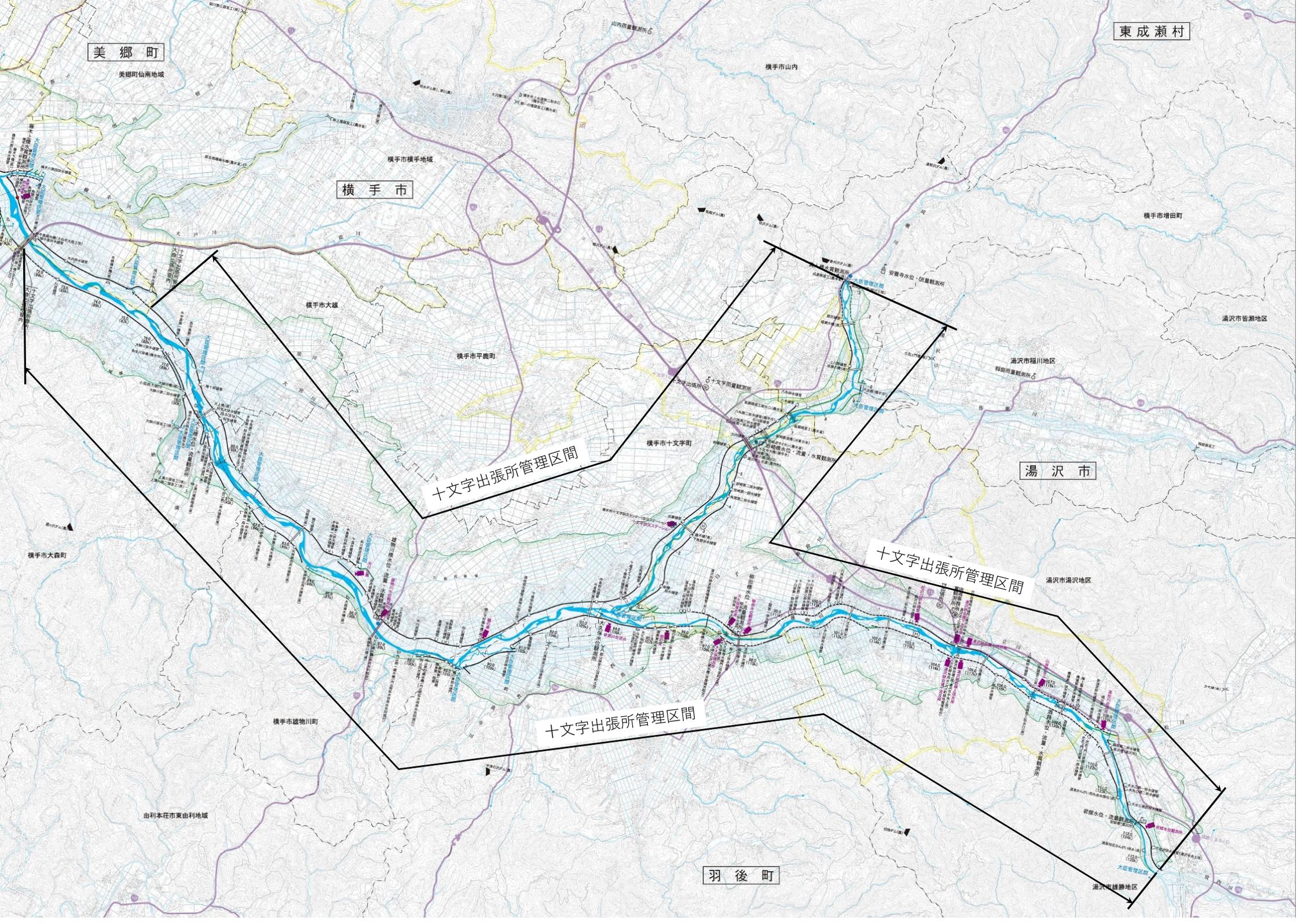
由利本荘市東由利地域

由利本荘市大内地域

由利本荘市

1 : 50,000





美郷町

東成瀬村

横手市

湯沢市

羽後町

十文字出張所管理区間

十文字出張所管理区間

十文字出張所管理区間